

提 案 理 由

報告第24号
専決第20号

委任専決処分をしたものについて
訴えの提起について

理 由

養父市ケーブルテレビジョン利用料の支払が遅滞している者に対し、簡易裁判所による支払督促手続を利用し、利用料の支払を求めたところ、異議申立がなされたため訴訟の手続に移行したもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により、議会に報告するものである。

議案第79号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

平成30年8月10日に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「平成30年人事院勧告」という。）がなされたことに鑑み、養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年養父市条例第51号）を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、公布の日からなどである。

【改正内容】

平成30年度改正分

・ 期末手当の改正

12月支給分 2.125月 → 2.175月 (+0.05)

平成31年度以降改正分

・ 期末手当の改正（平準化）

6月支給分 2.125月 → 2.15月 (+0.025)

12月支給分 2.175月 → 2.15月 (-0.025)

議案第80号

養父市職員の給与に関する条例及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

平成30年人事院勧告がなされたことに鑑み、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、公布の日からなどである。

【改正内容】

養父市職員の給与に関する条例の一部改正

平成30年度改正分

- ・行政職給料表（平均0.2%引上げ）及び医師職給料表の改正
- ・勤勉手当の改正
12月支給分 0.90月 → 0.95月 (+0.05)
- ・宿日直手当の改正 4,200円 → 4,400円 (+200)

平成31年度以降改正分

- ・勤勉手当の改正（平準化）
6月支給分 0.90月 → 0.925月 (+0.025)
12月支給分 0.95月 → 0.925月 (-0.025)
- ・期末手当の改正（平準化）
6月支給分 1.225月 → 1.3月 (+0.075)
12月支給分 1.375月 → 1.3月 (-0.075)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ・給料表の改正（各号1,000円引上げ）
- ・期末手当の支給率の改正

議案第81号

エスポワールこじかの指定管理者の指定について

理 由

エスポワールこじかの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【施設の名称】

エスポワールこじか

【指定管理者】

神戸市須磨区友が丘1丁目1番地
社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団
理事長 XXXXXXXXXX

【指定の期間】

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第82号

平成30年度養父市一般会計補正予算（第6号）

理 由

当面必要とする経費の補正を行うものである。